

宮建国保

宮建 国保だより

Vol.126



組合員資格の確認調査について

平成30年度は全組合員を対象とした組合員資格の確認調査を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

確定申告のお願い

国は全ての国保組合の財政力を確認するため、所得調査を定期的の実施しており、平成30年度に実施が予定されています。この調査は国庫補助金の交付額決定の基礎資料となり保険料の金額にも直結する大切な調査です。確定申告をしていないと所得調査が出来ませんので所得額がゼロでも必ず申告していただきますようお願いいたします。

春は異動が多い時期です。

届出が遅れた場合は次のような手続きが発生することがあります。

- ①資格取得の届出が遅れた場合は、遡って保険料を納める
- ②資格喪失の届出が遅れた場合は、遡って医療費を返還する

目次

平成29年度 第2回通常組合会を開催	2
平成30年度 各種事業	2・3・4・5・6
その生活習慣 STOP!!	
生活習慣を見直してメタボを解消しましょう	7
適用除外承認を受けて加入している宮建国保（建設国保）は「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません	8
ジェネリック医薬品希望カード	9・10
TOPICS	11
被保険者資格の取得・喪失等の手続きについて	12

宮建国保サイト
QRコード
<http://www.miyaken-kokuho.com/mobile/>

宮建国保の被保険者数

3月1日現在

組合員	6,684人
家族	8,836人
計	15,520人

平成29年度 第2回通常組合会を開催（写真）

平成30年2月28日（水）、平成29年度第2回通常組合会が開催され、次の議案が原案通り可決承認されました。

- 第1号議案 平成29年度歳入歳出補正予算の議決を求める件
- 第2号議案 平成29年度国保会館特別会計歳入歳出補正予算の議決を求める件
- 第3号議案 平成30年度事業計画の認定を求める件
- 第4号議案 平成30年度歳入歳出予算の議決を求める件
- 第5号議案 平成30年度一時借入金の限度額の承認を求める件
- 第6号議案 平成30年度特別積立金若しくは給付費支払準備積立金の繰替使用について承認を求める件
- 第7号議案 平成30年度国保会館特別会計歳入歳出予算の議決を求める件
- 第8号議案 平成30年度法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する実践計画の承認を求める件



平成30年度組合運営の基本方針

- (1) 組織の基盤強化を図るためには、役員体制の充実と組合員の維持・増員が不可欠です。役員選出方法等の見直しを検討するとともに、組合員の加入促進については、母体組織である県連並びに単組と連携し、効果的な事業の検討及び展開を行います。
- (2) 持続可能な組織運営を行うためには、法定積立金等の積立不足や取崩し及び金融機関からの借入れがない状態である財政の健全化が不可欠です。
状況が厳しくなってから検討するのではなく、先を見据えて、安定時から備えるという認識の共有を図ります。
- (3) 国が3年毎に実施する所得調査は、普通調整補助金の交付額決定の基礎資料になります。調査結果の平均課税標準額とともに回収率も当組合の財政に大きな影響を与えるものであることから、調査対象の全数回収を目指して取り組みます。
- (4) 医療費適正化については、病気の予防・早期発見・早期治療につながる特定健診・特定保健指導の目標受診率等の達成に向け、データヘルス計画に基づき、レセプト等のデータ分析を活用した健康保持増進事業を進めます。

平成30年度歳入歳出予算の概要

科目別予算額と構成比

（単位：千円）

歳入		当初予算額	構成比
科目			
1	国民健康保険料	2,596,656	51.9%
2	使用料及び手数料	0	0.0%
3	国庫支出金	2,077,677	41.5%
4	前期高齢者交付金	74,378	1.5%
5	県支出金	0	0.0%
6	市支出金	0	0.0%
7	共同事業交付金	101,044	2.0%
8	財産収入	28	0.0%
9	繰入金	923	0.0%
10	借入金	0	0.0%
11	繰越金	150,205	3.0%
12	諸収入	6,843	0.1%
合計		5,007,754	100.0%

歳出		当初予算額	構成比
科目			
1	組合会費	2,146	0.0%
2	総務費	122,151	2.4%
3	保険給付費	2,851,775	57.0%
4	後期高齢者支援金等	920,339	18.5%
5	前期高齢者納付金等	2,129	0.0%
6	老人保健拠出金	30	0.0%
7	介護納付金	336,345	6.7%
8	共同事業拠出金	139,224	2.8%
9	保健事業費	101,206	2.0%
10	積立金	265,286	5.3%
11	公債費	0	0.0%
12	諸支出金	54,794	1.1%
13	会館維持管理費	12,329	0.2%
14	予備費	200,000	4.0%
合計		5,007,754	100.0%

本年度の歳入並びに歳出の当初予算の総額は、対前年度355千円減（99.9%）となりました。

平成30年度 各種事業

①一部負担割合について

- 組合員及び家族 3割負担
- 70歳以上 2割負担（誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割） ※現役並み所得者は3割負担
- 小学校就学前 2割負担（市町村から受給者証の交付を受けることにより、市町村の助成が受けられます。（所得制限あり） また、お住まいの市町村によって助成対象年齢が違います。）

②保険料について

医療保険料

医療保険料は組合員の種別や年齢によって決まる組合員分の医療保険料と、家族の性別と年齢によって決まる家族分の医療保険料の合計になります。

※組合員と家族の医療費、傷病手当金、各種検診等の助成金などに使われます。

後期高齢者支援金

後期高齢者広域連合への財政支援など、高齢者医療を支える財源となります。

(参考：後期高齢者75歳以上、前期高齢者65～74歳)

介護保険料

介護サービスの実施主体である市町村に代わって徴収を行い、納付しています。

毎年4月1日現在の年齢区分で1年間（4月～翌年3月）の月額保険料の金額を算定します。
介護保険料は、40歳の誕生日（1日生まれは前月）から算定され、65歳の誕生日（1日生まれは前月）から算定されなくなります。

◆組合員

組合員種別区分		①医療保険料	②後期高齢者支援金	保険料計 (①+②)
法人事業主 (特例法人事業所の 代表者)	法人A (50歳以上)	26,300円	7,200円	33,500円
	法人B (35歳～49歳)	25,900円	7,200円	33,100円
	法人C (34歳以下)	25,400円	7,200円	32,600円
第1種 (個人事業主・ 一人親方等)	第1種A (50歳以上)	20,800円	5,900円	26,700円
	第1種B (35歳～49歳)	20,400円	5,900円	26,300円
	第1種C (34歳以下)	19,700円	5,900円	25,600円
第2種 (従業員)	第2種 (35歳以上)	17,500円	4,900円	22,400円
第3種 (従業員)	第3種 (34歳以下)	12,400円	3,800円	16,200円

◆家族

家族区分	医療保険料	
0歳～3歳	2,000円	
4歳～19歳	4,200円	
20歳～34歳	(女性)	5,200円
	(男性)	8,700円
	(学生及び障害者)	4,200円
35歳～64歳	(女性)	5,500円
	(男性)	9,000円
	(学生及び障害者)	4,500円
65歳以上	4,200円	

※別途、40歳～64歳の組合員及び家族については介護保険料（1人2,000円）が加算。

③保険給付について

●療養費

やむを得ず、被保険者証を持参せずに医療機関で受診し、医療費を全額自己負担した場合や医師の指示により治療用装具を購入し装着した場合に、保険診療の自己負担割合分を除いた額を支給します。

●移送費

医師の指示により、緊急やむを得ない状況で移送された際の費用を全額支給します。

●高額医療・高額介護合算制度

宮建国保に加入している同じ世帯の方で、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）に医療保険及び介護保険における自己負担額の合算額が、一定額を超えた場合に、その超えた分の金額が支給される制度です。

●高額療養費・限度額適用認定証

医療機関や調剤薬局の窓口で支払った額が、1ヵ月で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

自己負担限度額は、個人の年齢や世帯の所得状況等に応じ、1ヵ月の医療費によって算定されます。

【70歳未満】

所得区分	旧ただし書所得	1ヵ月の自己負担限度額	
		3回目まで (過去12ヵ月間の高額療養費該当数)	4回目から
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額から基礎控除額33万円を控除した額です。

【70歳以上】

平成29年8月~30年7月診療分まで			平成30年8月診療分から			
所得区分	1ヵ月の自己負担限度額		所得区分	旧ただし書所得	1ヵ月の自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 (3割)	57,600円	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400円>	Ⅲ 690万円以上	現役並み所得者 (3割)	252,600+(総医療費-842,000)×1% <多数回該当:140,100>	
			Ⅱ 380万円以上		167,400+(総医療費-558,000)×1% <多数回該当:93,000>	
			Ⅰ 145万円以上		80,100+(総医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>	
一般 (2割もしくは1割)	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <多数回該当:44,400円>	一般 (2割もしくは1割)		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	24,600円	低所得 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ			Ⅰ		

※< >内は、過去1年間に4回以上高額療養費を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額です。年間上限の年間とは、8月から翌年7月までの1年間となります。■は変更になった箇所です。

●限度額適用認定証

同一医療機関での入院又は外来診療の1ヵ月の窓口負担が高額なとき、事前に宮建国保へ申請し、限度額適用認定証の交付を受けることにより、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額の費用で済みます。

※70歳以上の方は、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ及び住民税非課税世帯は手続きが必要になります。課税世帯の方は「高齢受給者証」をご使用下さい。

●傷病手当金・出産手当金・葬祭費

組合員種別等区分に応じて、次の額を支給します。

組合員種別等区分	傷病手当金 (1日につき)	出産手当金 (1日につき)	葬祭費
法人事業主 第1種組合員	5,000円	5,000円	100,000円
第2種組合員	4,000円	4,000円	70,000円
第3種組合員	4,000円	3,500円	70,000円
家族	—	—	50,000円

※傷病手当金(組合員のみ対象)・・・同一の疾病又は負傷を問わずに2年間で70日限度。組合員が病気やケガの療養で仕事ができないとき4日目から2年間で最高70日を限度に支給します。(※仕事上や交通事故での傷病の場合は支給対象外)

※出産手当金(女性組合員が対象)・・・組合員が出産のため仕事ができないとき、産前20日産後40日以内を限度に支給します。

※葬祭費・・・被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に支給します。

● 出産育児一時金

1児出産につき、420,000円を支給します。

出産育児一時金の受け取り方法は、4通りあります。

- ①【**直接支払制度**】 出産する被保険者が医療機関等と出産育児一時金の申請及び受取に関する代理契約を結ぶことで、直接医療機関等が出産育児一時金を受け取る方法。
- ②【**直接支払制度を利用しない方法**】 出産費用を全額お支払後に、宮建国保へ出産育児一時金の申請をすることで、支給を受ける方法。
- ③【**受取代理制度**】 被保険者が医療機関等を受取代理人として、事前に出産育児一時金の申請を宮建国保にすることで、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る方法。
- ④【**前払い金制度**】 出産予定日1ヵ月以内に宮建国保へ前払い金の申請をすることで、出産育児一時金の9割相当額の支給を受けることができ、また出産後に②の出産育児一時金の申請をすることで残りの1割相当額の支給を受ける方法。

※①・③の方法を選択し、出産費用が420,000円を下回った場合、差額を宮建国保から支給します。(①の場合、手続きが必要)

※分娩者が社会保険の資格を本人として1年以上継続して取得し、喪失後6ヵ月以内に出産した場合は、社会保険と宮建国保のどちらかを選択して支給を受けることになります。

④ 保健事業について

	申請書様式	助成内容
人間ドック (特定健診分を除く) ●年1回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成
脳ドック ●年1回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成(29年度助成を受けていない方) 2.5割・23,000円を限度に助成(29年度助成を受けた方)
健康診断 ●年1回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成
アスベスト検診 ●年1回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成
市町村実施の住民検診 (各種がん検診等)	様式18号	1申請(1世帯受診費用合計)2,000円以上を対象に費用の5割を助成 (住民検診・インフルエンザ予防接種の費用合算可)
インフルエンザ予防接種	様式25号	

※いずれも年齢制限はありません。

※人間ドックのオプションとして受診されたがん検診等も合算し助成の対象となります。

※各種給付金の申請をする場合は、ご所属の支部から申請書をお取り寄せのうえ、領収証(原本)等の必要書類を添付のうえ、ご提出願います。

※領収証の宛名は受診者個人のものに限りません。(会社、事業所名のもの是对象外)

プレミアム人間ドックの実施について

(対象者:昭和53年4月1日~昭和54年3月31日生まれの方)

平成30年度中に40歳に到達される方が、宮建国保が契約している前項2ヵ所の健診機関で人間ドックを受診した場合に限り、「**人間ドック受診費用助成券**」を提出することにより、**さらに2,000円を差し引いた額**で受診することが出来ます。

対象の方には、4月以降に2,000円の助成券を送付予定です。

アスベスト(石綿)検診について

支部で実施している団体人間ドックと併せて受診することができます。(事前申込制)

また、アスベスト検診のみを受診することも可能となっております。

過去にアスベストを扱う仕事をしていた方やアスベストを扱う現場(場所)に仕事で出入りしていた方などは、アスベストを原因とする肺がん・中皮腫等の健康被害を早期に発見できる機会ですので、是非とも受診して下さい。

●特定健診・特定保健指導

40～74歳の被保険者を対象とする内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健診）及び保健指導（特定保健指導）のことを言います。

- (1)対象年齢・・・生年月日が昭和54年3月31日以前の方
- (2)助成内容・・・全額助成（自己負担なし）
- (3)助成回数・・・年1回限り

特定健診・特定保健指導の受診方法

特定健診を受診するには、「受診券」・「被保険者証」が必要になります

（受診券は5月中旬以降、所属支部から配布する予定です）

受診方法を次の①～③のうち1つ選択をして受診

①支部で実施する団体健診【人間ドックコース・健康診断コース・特定健診コース】で受診する（所属支部へ申込）

- ・人間ドック及び健康診断コースを受診する方は、一緒に特定健診を受診することになります。特定健診のみの場合、受診費用はかかりませんが、人間ドック・健康診断は特定健診分を除いた受診費用がかかります。

②個人的に受診するⅠ

- (1)県内の医療機関で受診（健診機関へ直接予約）
 - ・宮建国保ホームページに特定健診実施予定一覧表【個別健診】を掲載します（6月予定）
- (2)市町村（市民センターや公民館等）で実施する健診を受診
 - ・宮建国保ホームページに特定健診実施予定一覧表【集団健診】を掲載します（6月予定）
 - ・お住まいの地区の広報誌等で健診日や実施場所を確認して下さい

③個人的に受診するⅡ

宮建国保が契約している健診機関で受診（健診機関へ直接予約）

- (1)（一財）宮城県成人病予防協会
 - ・中央診療所：仙台市青葉区中央1-3-1 アエル12階 TEL (022)263-4050
 - ・総合健診センター：仙台市泉区泉中央1-6-12 TEL (022)375-7113
- (2)（一財）杜の都産業保健会 TEL (022)217-6678
 - ・一番町健診クリニック：仙台市青葉区一番町4-9-18 TICビル5階

特定保健指導：特定健診の結果により該当者へ特定保健指導のご案内があります。

（受診する際には「**特定保健指導利用券**」が必要です。）

- ◆リスクがあり、生活習慣の改善が必要な人 → 動機付け支援（全額助成 ※自己負担なし）
- ◆リスクが高く、生活習慣の改善が急がれる人 → 積極的支援（全額助成 ※自己負担なし）

①（一財）宮城県成人病予防協会に直接申込をして受診

- (1)中央診療所
仙台市青葉区中央1-3-1 アエル12階
TEL 022-738-8321
- (2)総合健診センター
仙台市泉区泉中央1-6-12
TEL 022-372-1114

②（一財）杜の都産業保健会に直接申込をして受診

- (1)一番町健診クリニック
仙台市青葉区一番町4-9-18
TICビル5階
TEL 022-217-6678

③各市町村の医療機関に直接申込をして受診

- ※医療機関によって実施可能な保健指導の内容が異なりますので、ご確認のうえ、受診して下さい（実施時期が限られている場合があります）
- ※市町村によって実施しない場合がありますので、ご確認願います

その生活習慣 STOP!!

生活習慣を見直して メタボを解消しましょう

～間食は食べるものやタイミングを見直して賢く楽しもう～

特定健診の質問票の中に「夕食後に間食をとることが週に3回以上ある」という項目があります。下記のグラフを見ると一目瞭然ですが、宮建国保は男女とも県や国より高い割合であることがわかります。つい手が伸びる甘いものや果物には、エネルギーや糖質、脂質が多く含まれています。夕食後などの遅い時間にお菓子や甘い飲物を取るのはエネルギー過多になりやすいばかりではなく、太りやすい食べ方の典型と言えます。

また、一日に何度も間食をすることは血糖値が上昇したまま下がりにくくなり、糖尿病のリスクになることもわかっています。

間食をしないことが一番いいですが、食べるものや量、タイミングを見直して、賢く楽しみましょう。

これで改善!! 太りにくい間食のコツ

- 間食は、午前中や昼食後だけにする
- 夕食後は食べない
- おかしは糖質の少ないものを選ぶ
- 1日の食べる量を決める

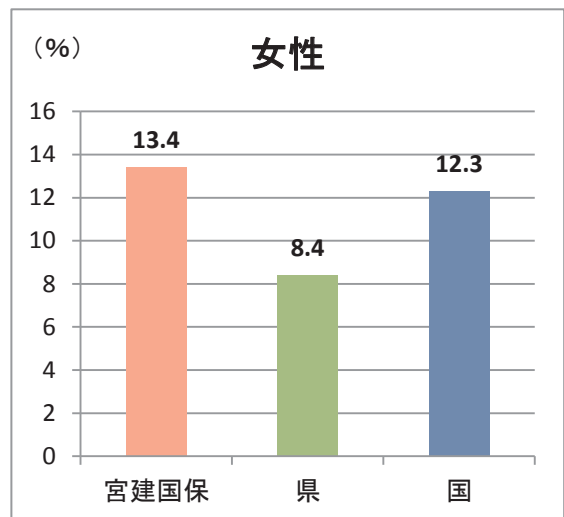
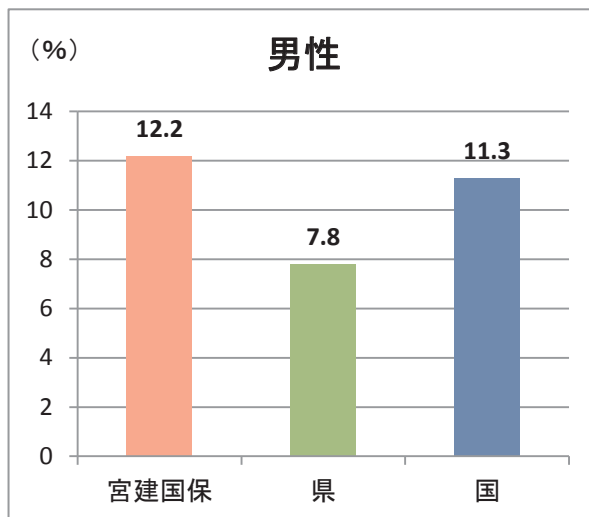
★糖質の少ないおやつ为例

～血糖値を上げる力の弱い低GIのおやつや低カロリーのものを選びましょう～

- ・ゼリー（ゼロカロリー・カロリーオフのもの）
- ・ヨーグルト（無糖のもの）
- ・チーズ（ナチュラルチーズより加工されたプロセスチーズがおすすめ）
- ・ナッツ類（くるみ・アーモンド・マカデミアナッツ・ピスタチオがおすすめ）
- ・低GI・糖質オフ・糖質カット おやつ

※ナッツ類はタンパク質・食物繊維が多く、油分は多いですが不飽和脂肪酸が多いので、悪玉コレステロールや中性脂肪を減らす効果も期待できます。ただ、塩分・カロリーには気を付けましょう。栗・銀杏・カシューナッツは糖質が多めなので×です。

週3回以上夕食後に間食を取る割合



※平成28年度 宮建国保特定健診「質問票」より

適用除外承認を受けて加入している宮建国保(建設国保)は「適切な保険」であり、改めて協会けんぽに入る必要はありません

平成29年4月から社会保険加入指導が強化されたことに伴い、現場担当者の誤った認識により、建設国保の組合員について「現場入場を拒否される」、「協会けんぽへの加入指導があった(建設国保からの変更)」といった報告があります。

現場担当者の誤った指導の一例

- ・ 個人事業所（常時労働者5人未満）に対して、協会けんぽへの加入を求める
- ・ 適用除外を受けている事業所に対して、協会けんぽへの加入を求める
- ・ 一人親方に法人成りを強要する



私たちが入るべき「適切な保険」って？



事業所規模や就労形態(雇用又は請負)によって入るべき保険(雇用、医療、年金)が異なります。



国交省策定・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにおける「適切な保険」一覧表

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険		下請けガイドラインにおける「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者数		①雇用保険	②医療保険(いずれか加入)	③年金保険	
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 年金事務所で適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している(建設国保等) 	厚生年金	3保険 ①雇用保険 ②医療保険 ③厚生年金保険
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 年金事務所で適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している(建設国保等) 	厚生年金	②医療保険 ③厚生年金保険
個人	5人~	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 年金事務所で適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している(建設国保等) 	厚生年金	3保険 ①雇用保険 ②医療保険 ③厚生年金保険
	1~4人	—	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	①雇用保険 (②医療保険と③年金保険は個人で加入する)
	—	事業主 一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	②医療保険と③年金保険は個人で加入(一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)

事業主に従業員を加入させる義務があるもの

個人で加入

◆建設国保に加入されている方は…

● 法人事業所及び常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、健保適用除外承認を受けて建設国保に加入し、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。

● 個人事業主(常用労働者5人未満)に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。

● 個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。
 ※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

ジェネリック医薬品希望カード (点線に沿って切り取ってお使いください)

 <p>ジェネリック医薬品について 相談させてください。</p> <p>宮城県建設業国民健康保険組合</p>	 <p>ジェネリック医薬品について 相談させてください。</p> <p>宮城県建設業国民健康保険組合</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

保養施設利用助成券 (点線に沿って切り取ってお使いください)

※助成券を一世帯限度枚数4枚(一世帯5名以上の場合、その人数分)を超えてご利用いただいた場合は、超えた額を返還していただくことになります。

 <p>1. 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、本券を提出して保養施設を利用(宿泊した場合には、利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します)。</p> <p>2. 本券を利用できる保養施設は、専用となっております。</p> <p>3. ご利用の際に、本券を提出してください。</p> <p>4. 本券は、利用者1人1枚に限り有効です。</p> <p>5. 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いただいた場合は、超えた額を返還していただくことになります。</p> <p>注意:宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。</p> <p>発行者:宮城県建設業国民健康保険組合 宮城県仙台市宮城野区二十人町301番地の3 Tel.022-792-7051 平成31年3月31日まで有効</p>	 <p>1. 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、本券を提出して保養施設を利用(宿泊した場合には、利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します)。</p> <p>2. 本券を利用できる保養施設は、専用となっております。</p> <p>3. ご利用の際に、本券を提出してください。</p> <p>4. 本券は、利用者1人1枚に限り有効です。</p> <p>5. 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いただいた場合は、超えた額を返還していただくことになります。</p> <p>注意:宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。</p> <p>発行者:宮城県建設業国民健康保険組合 宮城県仙台市宮城野区二十人町301番地の3 Tel.022-792-7051 平成31年3月31日まで有効</p>
 <p>1. 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、本券を提出して保養施設を利用(宿泊した場合には、利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します)。</p> <p>2. 本券を利用できる保養施設は、専用となっております。</p> <p>3. ご利用の際に、本券を提出してください。</p> <p>4. 本券は、利用者1人1枚に限り有効です。</p> <p>5. 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いただいた場合は、超えた額を返還していただくことになります。</p> <p>注意:宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。</p> <p>発行者:宮城県建設業国民健康保険組合 宮城県仙台市宮城野区二十人町301番地の3 Tel.022-792-7051 平成31年3月31日まで有効</p>	 <p>1. 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、本券を提出して保養施設を利用(宿泊した場合には、利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します)。</p> <p>2. 本券を利用できる保養施設は、専用となっております。</p> <p>3. ご利用の際に、本券を提出してください。</p> <p>4. 本券は、利用者1人1枚に限り有効です。</p> <p>5. 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いただいた場合は、超えた額を返還していただくことになります。</p> <p>注意:宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。</p> <p>発行者:宮城県建設業国民健康保険組合 宮城県仙台市宮城野区二十人町301番地の3 Tel.022-792-7051 平成31年3月31日まで有効</p>

ジェネリック医薬品希望カード (点線に沿って切り取ってお使いください)

<p style="text-align: center;">医師・薬剤師の皆様</p> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">ジェネリック医薬品をお願いします。</p> <p>●ジェネリック医薬品が適切でない場合は、先発医薬品の処方をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">氏名</div> <p style="text-align: center;">宮城県建設業国民健康保険組合</p>	<p style="text-align: center;">医師・薬剤師の皆様</p> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">ジェネリック医薬品をお願いします。</p> <p>●ジェネリック医薬品が適切でない場合は、先発医薬品の処方をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">氏名</div> <p style="text-align: center;">宮城県建設業国民健康保険組合</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

保養施設利用助成券 (点線に沿って切り取ってお使いください)

※一世帯5名以上の世帯で4枚を超えて利用する時は、支部にあります「申込書」をご提出していただくことにより、4名を超える人数分の「保養施設利用助成券」を送付いたします。

<p style="text-align: center;">指定保養施設</p> <p>秋田温泉ホテル華乃湯 TEL022-397-5741 〒982-2211 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1</p> <p>公園の中の館ロマン館 TEL022-39-2424 〒989-4305 宮城県大崎市尻小塩八ツ沢1番地</p> <p>なかやま山荘 TEL0229-87-2101 〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼19-24</p> <p>ホテルニューあらがき TEL0229-83-3062 〒989-6811 大崎市鳴子</p> <p>遠刈田温泉さんさ亭 TEL0224-34-2211 〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏</p> <p>利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>利用者所属支部名</td> <td>被保険者証 記号・番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支部 宮建 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者(被保険者)氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号	支部 宮建 A		利用者(被保険者)氏名		平成 年 月 日 氏名		<p style="text-align: center;">指定保養施設</p> <p>秋田温泉ホテル華乃湯 TEL022-397-5741 〒982-2211 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1</p> <p>公園の中の館ロマン館 TEL022-39-2424 〒989-4305 宮城県大崎市尻小塩八ツ沢1番地</p> <p>なかやま山荘 TEL0229-87-2101 〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼19-24</p> <p>ホテルニューあらがき TEL0229-83-3062 〒989-6811 大崎市鳴子</p> <p>遠刈田温泉さんさ亭 TEL0224-34-2211 〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏</p> <p>利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>利用者所属支部名</td> <td>被保険者証 記号・番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支部 宮建 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者(被保険者)氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号	支部 宮建 A		利用者(被保険者)氏名		平成 年 月 日 氏名	
利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号																
支部 宮建 A																	
利用者(被保険者)氏名																	
平成 年 月 日 氏名																	
利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号																
支部 宮建 A																	
利用者(被保険者)氏名																	
平成 年 月 日 氏名																	
<p style="text-align: center;">指定保養施設</p> <p>秋田温泉ホテル華乃湯 TEL022-397-5741 〒982-2211 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1</p> <p>公園の中の館ロマン館 TEL022-39-2424 〒989-4305 宮城県大崎市尻小塩八ツ沢1番地</p> <p>なかやま山荘 TEL0229-87-2101 〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼19-24</p> <p>ホテルニューあらがき TEL0229-83-3062 〒989-6811 大崎市鳴子</p> <p>遠刈田温泉さんさ亭 TEL0224-34-2211 〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏</p> <p>利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>利用者所属支部名</td> <td>被保険者証 記号・番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支部 宮建 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者(被保険者)氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号	支部 宮建 A		利用者(被保険者)氏名		平成 年 月 日 氏名		<p style="text-align: center;">指定保養施設</p> <p>秋田温泉ホテル華乃湯 TEL022-397-5741 〒982-2211 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1</p> <p>公園の中の館ロマン館 TEL022-39-2424 〒989-4305 宮城県大崎市尻小塩八ツ沢1番地</p> <p>なかやま山荘 TEL0229-87-2101 〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼19-24</p> <p>ホテルニューあらがき TEL0229-83-3062 〒989-6811 大崎市鳴子</p> <p>遠刈田温泉さんさ亭 TEL0224-34-2211 〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏</p> <p>利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>利用者所属支部名</td> <td>被保険者証 記号・番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支部 宮建 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者(被保険者)氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号	支部 宮建 A		利用者(被保険者)氏名		平成 年 月 日 氏名	
利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号																
支部 宮建 A																	
利用者(被保険者)氏名																	
平成 年 月 日 氏名																	
利用者所属支部名	被保険者証 記号・番号																
支部 宮建 A																	
利用者(被保険者)氏名																	
平成 年 月 日 氏名																	

TOPICS

トピックス

平成30年度保険料区分に係る「学生又は障害者の確認調査」について

当該年度4月1日時点で20歳から64歳までの家族が、学生又は障害者に該当する場合は、確認書類を提出していただくことにより国民健康保険料の区分が変更になります。

●平成30年度調査対象者：昭和28年4月2日～平成10年4月1日生まれの家族

区分	確認書類（提出書類）	提出先
学 生	新年度（平成30年度）の在学証明書の原本 ★平成30年4月以降の証明日のもの ※学生証の写しは不可	所属支部
障害者	障害者手帳の写し、証明書等	

※学生である家族が組合員の住所地を離れて就学している場合は、在学証明書（原本）の他に「様式8号第116条㊟申請書」が必要になります。該当者は、所属支部を通してご提出下さい。

入院時食事療養費等の標準負担額（入院時の食事代）の変更について

平成30年4月1日から入院時の食事代が次のとおり引き上げられることになりました。

	負担額 (1食)		負担額 (1食)
一般所得	360円	→	一般所得
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円		460円
低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下)	100円		

低所得者は据え置き

ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

ジェネリック医薬品利用差額通知は、慢性疾患等の医薬品を対象とし、1薬剤あたり1ヵ月の自己負担の軽減効果額が300円以上あると見込まれる35歳以上の被保険者に対し、年3回送付しております。

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品となっておりますので、複数のお薬の服用や長期服用が必要な場合などは、効果的と言われています。

利用差額通知が届いた方は、これを機にジェネリック医薬品への切り替えの検討をお願いします。なお、ジェネリック医薬品を希望される際は、医師や薬剤師へ相談して下さい。

特定健診受診率向上に向けてのお願い

40歳以上の方で、宮建国保から配布している特定健診受診券を使用せず、かかりつけの医療機関や勤め先の会社単位で健康診断や人間ドックを受けている方がいましたら、

宮建国保事務局まで連絡(022-792-7051)願います。

「健康診断結果表(写し)」、「質問票」等を提出いただけるよう返信用封筒を送付致します。

「健診診断結果表」を登録することで、宮建国保の受診率へ反映することになりますので、ご協力いただきますようお願い致します。

被保険者資格の取得・喪失等の手続きについて（保存版）

	こんなとき	届出に必要なもの
宮建国保に加入するとき	家族が社会保険をやめたとき	①様式3-1号取得届 ②「世帯全員」と記載があり、省略事項のない住民票（全項目が記載されているもの） ③マイナンバー様式A・B及び確認書類 ④資格喪失証明書・資格喪失連絡票・離職票のいずれかの写し、又は退職証明書の原本
	家族が同一世帯になったとき	①様式3-1号取得届 ②「世帯全員」と記載があり、省略事項のない住民票（全項目が記載されているもの） ③マイナンバー様式A・B及び確認書類
	子どもが生まれたとき	①様式3-1号取得届 ②「世帯全員」と記載があり、省略事項のない住民票（全項目が記載されているもの） ③マイナンバー様式A・B及び確認書類
宮建国保をやめるとき	組合員又は家族が社会保険に加入したとき	①様式3-2号喪失届 ②宮建国保の被保険者証 ③新たに取得した被保険者証の写し
	家族が別の住所になったとき（市町村国保に加入するとき）	①様式3-2号喪失届 ②宮建国保の被保険者証 ③住民票の除票あるいは転居先の住民票 ④資格喪失証明書 ※住民票の除票を取る場合は、 <u>転出先が二段に記入されているもの</u> （同市区町村内の転居の場合、除票が取れないので転居先の住民票）
	家族が結婚をして社会保険に加入したとき	①様式3-2号喪失届 ②宮建国保の被保険者証 ③社会保険等の被扶養者として認定された被保険者証の写し ④住民票の除票あるいは転居先の住民票
	家族が死亡したとき	①様式3-2号喪失届 ②宮建国保の被保険者証 ③様式16号申請書及びその添付書類 添付書類：埋火葬許可証の写し、又は、死亡診断書の写し及び会葬礼状の写し
	組合員が市町村国保に加入するとき	①様式3-2号喪失届 ②様式4号脱退届 ③宮建国保の被保険者証 ④資格喪失証明書 ※退職証明書の原本（ <u>適用除外を受けた法人事業所の従業員だった場合に必要</u> ）
	組合員が死亡したとき	①様式3-2号喪失届 ②宮建国保の被保険者証 ③様式16号申請書及びその添付書類 添付書類：埋火葬許可証の写し、又は、死亡診断書の写し及び会葬礼状の写し ※資格喪失証明書（ <u>家族の方がいる場合に必要</u> ）
	生活保護を受け始めたとき	①様式3-2号喪失届 ②宮建国保の被保険者証 ③保護開始決定通知書
その他	住所、氏名が変わったとき	①様式5号変更届 ②宮建国保の被保険者証 ③必要事項の省略されていない住民票 ※住所変更の場合、「世帯全員」と記載があり、省略事項のない住民票が必要
	他の支部へ移動するとき	①様式6号支部移動届 ②宮建国保の被保険者証
	組合員の種別・形態が変わったとき（様式7号種別・形態等変更届）	<ul style="list-style-type: none"> ●法人（又は個人で従業員5人以上）の事業主が変わったとき： 適用除外承認申請書、登記簿謄本の写し（全部事項証明書） ●法人事業所の従業員が変わったとき： 適用除外承認申請書、雇用証明書 等 ●適用除外を受けた法人事業所を辞めて第1種組合員になるとき： 退職証明書（原本）、第1種を証明する書類（労災保険加入証明書等） 等 ●組合員の形態が個人から法人、又は法人から個人が変わったとき： 様式7号種別・形態等変更届、変更後の種別・形態に応じた確認書類 等
	子どもが就学のため、親元を離れるとき	様式8号㊟申請届、在学証明書の原本
	保険証をなくしたとき（破損したとき）	様式10号申請書、破損した保険証